

お知らせ

4月1日より
役場の担当係が変わります

分かりやすく効率的な事務運営のため、4月1日から左記のとおり役場業務の担当係が変更になります。

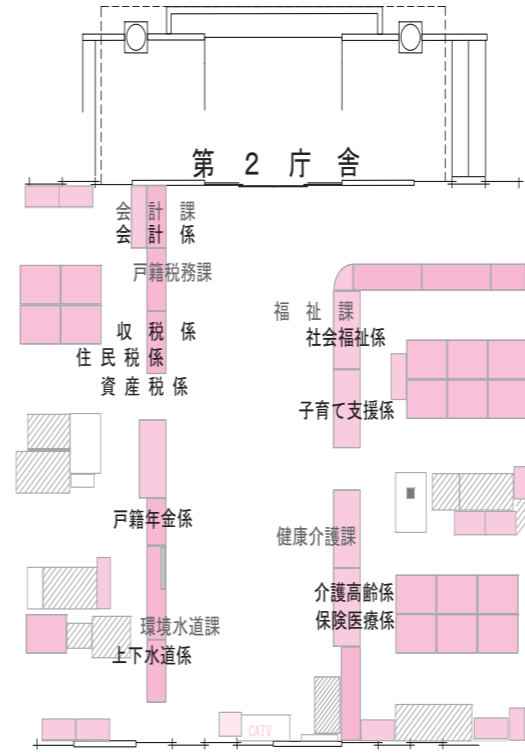
○福祉係が社会福祉係と子育て支援係に分かれます。社会福祉係では、生活保護の相談や障害福祉などの業務を行い、子育て支援係では、保育園に関することや児童手当などの業務を行います。

○戸籍年金係で行っていた妊娠届の受理と母子手帳の発行業務を、健康推進係（保健センター）で行います。

○介護保険係が、介護高齢係に変わり、福祉係で行っていた道路や公園の維持管理とこれまでの都市計画係の業務を行います。

○資産税係で行っていた国民健康保険税の事務を住民税係で行います。

問合せ 秘書人事係
☎内線 111



お知らせ

平成26年度から5年間
「ぐんま緑の県民税」を導入

区分	個人	法人
課税の方法	個人の県民税均等割、法人の県民税均等割に一定額を上乗せします。	
納めるかた	県内に住所があるかた 事務所または家屋数などを持っているかた (前年の所得金額が一定基準を下回るなど一定の条件を満たすかたは非課税)	県内に事務所・事業所または寮などを持っている法人など
年間の納税額(率)	年間700円	資本金等の額により年間1,400円~56,000円(県民税均等割の税額の7%相当額)
納税の方法	個人の県民税として、個人の市町村民税と併せて市町村に納税していただきます。	法人の県民税として、従来の申告書により、直接県に申告納付していただきます。
導入の時期	平成26年度課税(平成25年所得分)から	平成26年4月1日以後に終了する事業年度分から
課税の期間	5年間	
税収見込額	約8.2億円(個人:約6.6億円 法人:約1.6億円) ※平年度ベース	

県では、大切な森林を守り、育て、次世代に引き継いでいくために、県民税均等割の超過課税として「ぐんま緑の県民税(通称)」を平成26年度から導入しました。

税金の使いみち

- 国庫補助対象とならない奥山など条件不利地森林整備
- 松くい虫被害林をコナラや杉などの森林に再生
- ボランティアセンター整備
- 自治会やNPO等が行う、住宅および道路周辺の平地林

県では、大切な森林を守り、育て、次世代に引き継いでいくために、県民税均等割の超過課税として「ぐんま緑の県民税(通称)」を平成26年度から導入しました。

備活動への助成など
※使いみちを明確にするため「ぐんま緑の県民基金」に積み立ててから施策に充てます。

問合せ
○税の仕組みに関すること 県庁税務課
☎027-226-1219
○税の使いみちなど森林保全に関すること 県庁林政課
☎027-226-1321
○農政係
☎内線 413

お知らせ

町民との意見交換会
町政の円滑な推進を図るために、町民との意見交換会が開催されました



3月16日(日)、中央公民館大ホールを会場に、「町民との意見交換会」が開催されました。当日は、95人のかたが来場され、活発な意見交換会となりました。

▼主な事務事業の説明

平成26年度実施予定の主な事務事業のうち、次の8事業について各担当課長から概要説明を行いました。

①町制施行60周年記念事業
②庁舎建設事業

か、各種団体が構成される「渡良瀬遊水地保全・利活用協議会」が平成25年7月に設置され、さまざまな検討がされる予定です。

今後はこうした協議会も活用しつつ、渡良瀬遊水地の利活用について検討していききたいと思えます。

●空き家対策について

問 東日本大震災から3年が経過したが、被災地では今でも仮設住宅等で苦勞されている人が多くいる。町の空き家を有効活用できないか？

答 当町においても空き家は増加してきており、安全面など、管理上の問題も生じています。個人の所有のため、行政がどこまで立ち入れるか、まずは条例を制定し、それぞれの責務や対応を定める必要があります。また、空き家の転売などとも整理をする必要があり、もう少しお時間をいただきたいと思えます。

●今後の学校教育について

問 少子化が進む中、今後の学校教育について伺いたい。

答 平成26年度南小に入学する児童は7人。平成27年度北小に入学する児童は6人であり、うち男児は1人と、当町においても少子化は深刻な状況であり、その対応が急務となっております。平成26年度早々には、広範囲な分野からの委員選出により、30人前後で構成する検討委員会を立ち上げ、「教育的な側面」「地域性の問題」「財政面からの検討」などを行い、適正な学校運営に繋げたいと思えます。

※そのほかのご意見など
二ユータウンの住宅販売、今後のイベント開催、合併問題、意見交換会の実施方法および周知、米の生産調整、大雪被害の対応、利根渡良瀬架橋、議員との意見交換会、町外在職員の状況、渡良瀬遊水地の案内看板、高瀬舟有効活用

問合せ 企画調整係
☎内線 142

70〜74歳の医療費
自己負担割合見直し

平成26年4月より70〜74歳のかたの医療費自己負担割合が見直されます。

70〜74歳のかたの医療費自己負担割合は、法律上2割となっておりますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。

平成26年度から、この特例措置が見直されることとなりました。見直しにあたっては、平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎えるかたから段階的に実施されます。

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎えるかた
○70歳の誕生日の翌月(ただし、各月1日が誕生日のかたはその月)の診療から、自己負担割合が2割になります。

※一定の所得があるかたは、これまでどおり自己負担割合は3割負担です。

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えたかた
○平成26年4月以降も医療費の自己負担割合は1割のまま変わりません。

※一定の所得があるかたは、これまでどおり自己負担割合は3割負担です。

問合せ 保険医療係
☎内線 326

平成26・27年度後期
高齢者保険料率が決定

今回の保険料率改定により、被保険者一人あたりの保険料額は、平成24・25年度と比較して、約0.73%増加します。

保険料率は当初約5.65%の引き上げが必要との試算結果がでましたが、群馬県後期高齢者医療広域連合では余剰金約24億円を平成26年度から2年間の財源に充当することとし、保険料率の増加を抑制しました。

問合せ
○保険料改定に関すること 群馬県後期高齢者医療広域連合
☎027-2256-1711
○保険証に関すること 保険医療係
☎内線 326
○保険料の賦課に関すること 住民税係
☎内線 211

区分	平成26・27年度	平成24・25年度
所得割率	8.60%	8.48%
均等割額	43,600円	42,700円
限度額	57万円	55万円

お知らせ

国民健康保険・後期高齢者医療加入者
人間ドックの助成制度をご利用ください

人間ドックおよび脳ドックを受けられたかたへ助成金を支給します。

対象者 国民健康保険または後期高齢者医療加入者

助成金額

○日帰り人間ドック、脳ドック 15,000円

○1泊人間ドック 20,000円

年度内に複数回受けた場合、助成されるのは人間ドック、脳ドックそれぞれ1回分のみです。

また、脳ドックについては、5年度内に1回となりますので、昨年度に助成を受けなかったかたは、助成を受けられません。なお、人間ドックと同時に頭部MRIと頭部MRAを実施した場合は、脳ドックとみなします。

必要書類 保険証、領収書、検診結果表、特定健診(後期高齢者健診)受診券(※5月頃配布されます)、認印

注意事項 6月から行われる特定健診および後期高齢者健

診を受けた場合、人間ドックの助成は受けられなくなりません。ただし、脳ドックを単体で受けた場合は、助成対象となりません。

問合せ 保険医療係

☎内線326

◆人間ドック助成必須項目

診察	質問(問診)	
	計測	身長
理学的所見(身体観察)	肥満度	体重
	腹囲	血圧
脂質	中性脂肪	LDLコレステロール
	AST(GOT)	ALT(GPT)
肝機能	Y-I-G-T-P	空腹時血糖
	尿糖	ヘモグロビンA1c
代謝系	ヘマトクリット値	赤血球数
	血液一般	尿蛋白
尿・腎機能	心機能	12誘導心電図
	眼底検査	
問診	頭部磁気共鳴画像診断(頭部MRI)及び頭部磁気共鳴血管造影検査(頭部MRA)	

◆脳ドック助成必須項目

お知らせ

小学校に入学する児童の保護者へ
子育て支援金を支給します

支給対象 4月1日現在において町内に住所があり、今年度小学校に入学する児童を養育している保護者

※生活保護世帯は除く
支給額 入学する児童が
第1子 20,000円
第2子 30,000円
第3子以降 50,000円

申請方法 所定の申請書に必要事項を記入して申請してください。

ださい(申請書は役場にあります)。
※町内の小学校に入学されるかたについては、各小学校を通して申請書を配布します。
申請期限までに小学校に提出してください。
申請期限 4月30日(水)
申込先・問合せ
☎内線313
子育て支援係

募集

町営住宅
海老瀬団地の入居者を募集しています

募集住宅

海老瀬団地(大字海老瀬地内)

昭和55年建築3DK1戸

募集期間 4月1日(火)〜21日(月)

入居可能時期 5月下旬以降

入居資格

○町内に在住または在勤で同居する親族があること。
○単身入居の特例制度があり

ます。
○現に、住宅に困窮していること。
○そのほかに、収入基準などの制限があります。
選考方法
応募者が多数の場合は抽選となります。
申込先・問合せ
☎内線422
計画管理係

お知らせ

ニュータウン産業用地
企業進出が決定、従業員を募集します



板倉ニュータウン産業用地へ工業薬品などの販売事業を行う東鉦商事(株)(茨城県日立市、代表取締役社長関信一)の進出が決定しました。

同社は6月の操業を目標に新営業所を建設しており、新営業所操業開始に伴う従業員の募集を行っています。

募集職種 営業職および一般事務職各1名
【営業職】業務内容
○地元企業に対する工業薬品などの営業販売
○月給 200,000円
【一般事務職】業務内容
○月給 200,000円

○受付業務、電話・来客対応、パソコンによるデータ入力、受発注業務など

○月給 145,000円
【各職種共通事項】
勤務時間 月々金曜日(原則)午前9時〜午後6時
募集年齢 59歳以下
雇用形態 正社員(試用期間あり)

加入保険等
雇用・労災・健保・厚生年金
採用時期 5月上旬(研修期間あり)

申込方法 採用担当あてに、履歴書・職務経歴書をご提出ください。※詳細は採用担当までお問い合わせください。

採用に関する申込・問合せ先
東鉦商事(株)採用担当宇都宮営業部 佐藤・内山
〒321-0905
栃木県宇都宮市平出工業団地46-10
☎028-662-7495

記事に関する問合せ
産業政策係
☎70-4040

お知らせ

利用するための利用登録を受付中
4月より病児・病後保育が始まります

病児・病後児保育とは、お子さんが病気などで集団保育ができないときに、専用施設でお子さんを一時的にお預かりするものです。

利用するためには事前に利用登録が必要になります。
利用資格 町内に住所があり保護者の就労などで家庭保育が困難な小学3年生までの児童で、次のいずれかに該当する場合
○当面病気などの症状の急変は認められないが、病気の回復期にいたため、集団保育が困難なとき
○病気の回復期にあるが、集団保育が困難なとき

実施施設 こやなぎ小児科病児保育室ばんだ(館林市富士原町1174-18)
☎78-7391
定員 1日6名
保育時間 月々金曜日 午前8時〜午後5時30分
※祝日、年末年始、小児科休診日を除く
保育料 2,000円(日額)



※町民税非課税世帯は1,000円(日額)、生活保護世帯は無料
利用登録 認印を持参の上、子育て支援係で登録をしてください。
利用申込み 病児保育室ばんだへ電話予約の上、利用申込書・診療情報提供書を提出してください。
申込先・問合せ
☎内線313
子育て支援係

土地や家屋の価格を知ることが出来ます



4月1日(火)より、町内の土地家屋の価格などが記載されている縦覧帳簿を見ることが出来ます。土地家屋の比較・確認にご利用ください。

縦覧対象者
町内に土地建物を所有している固定資産納税義務者のかたおよびその代理人のかた
縦覧内容
①土地(所在・地番・地目・地積・価格)
②家屋(所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格)
縦覧期間
4月1日(火)〜6月2日(月)
※土日、祝日は除く
時間 午前9時〜午後5時
閲覧場所 第2庁舎戸籍課課資産税係
持参するもの 認印
※代理人の場合は、委任状が必要になります。
※詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 資産税係
☎内線214・216

チャイルドシート
購入費用の一部助成



町では、チャイルドシートの購入者に、その費用の一部を助成しています。
対象 町内に住所があり、1歳未満の乳幼児を養育しているかた(乳幼児1人につき1台まで)。
支給要件
①チャイルドシート購入後1年未満
②購入商品に国土交通省の認証マークがあること(欧州・米国基準の適合マークも可)
③この補助制度に類する他の補助制度を受けていないこと
補助金額 購入価格(税込)に1/2を乗じた額(千円未満切り捨て)。※上限1万円。
申請方法 子育て支援係へ次の書類を持参して、申請してください。

①領収書(レシート不可)
②品質保証書
③振込先口座(申請者名義の確認ができるもの)
④認印
問合せ 子育て支援係
☎内線313